

I. はじめに

【緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例】

・近年の災害における修理の事例を元に、緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例を示す。

表 1-2 緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例

部位	緊急復旧や応急復旧の修理内容の例	修理業者の例
屋根	・ 損傷した屋根へのブルーシート張り	屋根工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 損傷した屋根瓦の交換・留付け、ずれ直し	屋根工事業
	・ 屋根の葺替え工事	屋根工事業 板金工事業
構造部材	・ 傾いた柱の家起こし（耐震性確保のための措置を伴うもの）	大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 破損した柱梁等の構造部材の補強や取替え	大工工事業
外壁	・ 損傷した壁へのベニヤ板・ブルーシート張り等	大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 壊れた外壁の補修（部分補修、外壁材の取替え）	大工工事業、左官工事業、板金工事業 タイル・れんが・ブロック工事業
内壁	・ 損傷した外壁の修理に合わせて行う内壁・内装材の交換等	大工工事業、内装仕上工事業 左官工事業
天井・床	・ 壊れた天井や床の補修工事	大工工事業、左官工事業 タイル・れんが・ブロック工事業
外部建具	・ 外部に面する建具（玄関ドア、窓等）の補修	建具工事業 ガラス工事業
上下水道配管	・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修	管工事業
電気、ガス等	・ 電気配線、ガス配管の補修工事	電気工事業 管工事業
設備	・ システムキッチンや洗面化粧台、浴室ユニットの交換 ・ 給湯器や給排気設備の交換	管工事業 大工工事業、内装仕上工事業

表 1-3 建設工事の内容

建設工事の種類	建設工事の内容
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 他
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事（具体的には、冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事等）
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事

出典：建設業法別表第1、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示（昭和47年建設省告示第350号）、「建設業許可事務ガイドライン（参考）建設工事の内容、例示、区分の考え方一覧（平成29年11月10日から適用）」（国土交通省）より内閣府作成